

一般社団法人日本口蓋裂学会

倫理委員会規則

（目的）

第1条 一般社団法人日本口蓋裂学会は、会員の臨床・研究・教育活動および行動に関する倫理的問題について検討し、問題を生じた際にはそれに対する対応を検討することを目的に倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（構成等）

第2条 委員会は次に掲げる委員をもって構成する。

- （1）委員長1名（理事長がこれを指名する）
- （2）必要に応じ副委員長1名（委員長がこれを指名する）
- （3）委員長が指名した委員

委員の総数は5名以上とし、男女両性から構成されなければならない。口腔外科領域、形成外科領域、矯正歯科領域、言語治療領域からのそれぞれ1名以上を原則とし、会員以外の有識者若干名を含める。

（任期等）

第3条 委員は、理事長がこれを委嘱する。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員に欠員が生じない場合でも、委員長の判断により理事長の承認を得て委員を追加することができる。その場合には、前条各号で規定する委員の残任期間とする。

（業務）

第4条 委員会は次に掲げる事項について審議・決定する。

- （1）会員の行動に対する倫理審査と懲罰
- （2）学術集会における発表および学会誌掲載論文における倫理的配慮
 - a) 人権尊重、個人情報保護、動物愛護に関すること
 - b) 利益相反（Conflict of Interest: COI）に関すること
- （3）その他、理事長あるいは理事会からの諮問事項

（会議）

第5条 委員会は、委任状を含め、委員の2/3以上の出席を要する。また、過半数の実出席を要する。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員会の開催回数は定めず、必要に応じて開催する。
- 5 委員会には幹事を置くことができるが、議事の可否権は有しない。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めた時は、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(規則の改正)

第7条 この規則の改正は、委員の発議をもって行い、過半数の賛成をもって議決する。

第8条 この規則の改正は、理事会の承認を必要とする。

(附則)

この規則は、平成29年5月17日から施行する。